

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者募集要項

沖縄県宮古島市

目次

1. 募集の目的	3
2. 募集概要	
(1) 施設概要	3
(2) 指定期間	3
(3) 応募資格	3
(4) 申請方法及び事項	4
(5) 選定方法及び協定の締結	7
3. 指定管理者に関する事項	
(1) 指定管理者が行う管理運営の基準	9
(2) 指定管理者が行う業務の範囲	9
(3) 指定管理者が業務を行うにあたっての留意事項	10
(4) 管理施設の管理運営費、修繕費等	10
(5) 個人情報保護について	10
4. その他	
(1) 事務引継	10
(2) 事業実施状況の報告等	11
(3) 指定管理者の責任履行等	11
(4) 事業の継続が困難となった場合の措置等	11
(5) リスク分担についての方針	12
(6) 様式及び添付資料	12
(7) お問い合わせ	12
別紙	
1. 農畜産物処理加工施設位置図	
2. 農畜産物処理加工施設図面	
3. 指定管理者申請書	
4. 質問用紙	
5. 採点表	
6. 仕様書	
7. スケジュール	

宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者募集要項

1. 募集の目的

宮古島市では公の施設である「農畜産物処理加工施設」について、施設の設置目的である「農畜産物の高付加価値化や、伝統的加工食品等の商品化を図り、販路を拡大し、生産農家所得の向上と担い手育成に努める」をより効果的に達成するため、指定管理者を募集します。

2. 募集概要

(1) 施設概要

① 名称

農畜産物処理加工施設

② 所在地（農畜産物処理加工施設位置図（別紙1））のとおり

宮古島市下地字川満537番地11

③ 構造

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建（一部鉄筋コンクリート）

④ 面積

床面積 1045.66㎡

建築面積 1094.81㎡

敷地面積 4421.66㎡

※施設内に関しましては農畜産物処理加工施設図面（別紙2）のとおり

※施設・設備は現状の受け渡しとします。施設・設備の管理、修繕等に関しては「3. 指定管理者に関する事項」を確認して下さい。

(2) 指定期間

令和8年7月1日～令和10年6月30日までの2年間

(3) 応募資格

① 法人、その他の団体（以下「団体等」）で次の各号に該当する団体等であること。

ア. 宮古島市に主たる事務所を有している団体等

イ. 農畜産物処理加工施設の設置趣旨を十分理解し、管理運営にあたっての知識等を有する団体等

ウ. 代表企業もしくは構成企業において、全国に類似施設を所有もしくは管理運営を行った実績を有する団体等

エ. 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営でき、かつ生産加工の技術を有し、実績、資格を有した団体等

オ. 生産農家への受け入れを行い、施設を効率よく稼働させ、実績を出せる団体等
カ. 宮古島市の納税義務を果たしている団体等

② 次の各号に該当する団体等は応募することが出来ません。

- ア. 団体等の役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処されている者がいる団体等。
- イ. 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による更正手続又は再生手続の申立がなされていて、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない団体等。
- ウ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、宮古島市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等。
- エ. 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある団体等。
- オ. 地方自治法第92条の2又は第180条の5第6項の規定する役員等がいる団体等。
- カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等。

(4) 申請方法及び事項

① 提出書類

宮古島市農畜産物処理加工施設条例施行規則第3条第1項の規定による指定管理者指定申請書（別紙3）を次の書類を添えて提出すること。

ア. 申請資格に関する書面

- 1. 登記簿謄本（法人の場合）
- 2. 代表者の身分証明書（法人以外の場合）
- 3. 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書面
- 4. 国税及び地方税の納税証明書もしくは完納証明書（令和7年度）
- 5. 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

イ. 施設の管理に係る書面

- 1. 農畜産物処理加工施設の管理に係る収支予算書
- 2. 農畜産物処理加工施設の管理に係る事業計画書

※事業計画書は採点表（別紙5）に沿って記入すること。

ウ. 法人等の経営状況を証明する書面

- 1. 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又は、これらに類する書面
- 2. 前事業年度の貸借対照表等
- 3. 前事業年度の財産目録等
- 4. 事業年度の収支予算書

5. 事業年度の事業計画書
6. 事業報告書を作成している場合にあっては、当該報告書
7. 法人等の役員名簿
8. 組織に関する事項について記載した書面
9. その他市長が必要と認める書面

② 募集要項等の配布

申請書類はHP、又は農政課窓口にて配布。配布に関しては以下の通りとする。

ア. 配布場所

**沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市農林水産部農政課**

イ. 配布期間及び配布場所

**令和8年3月31日（火）～令和8年4月10日（金）
9時～17時まで（12時～13時、土日祝祭日を除く）**

③ 申請書類の提出先及び受け付け案内

ア. 提出先

**沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市 農林水産部 農政課**

イ. 提出期間及び受け付け時間

**令和8年3月31日（火）～令和8年4月10日（金）までに提出
受付は9時～17時まで（12時～13時、土日祝祭日を除く）とする。**

ウ. 提出方法

農政課窓口（宮古島市役所 3階）へ提出

エ. 申請に当たっての留意事項

1. 複数の申請禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合には失格とする。

2. 申請書類提出期限までに所定の書類の提出がなかった場合、申請はなかったものとして取り扱う。

3. 不当な要求の禁止

申請者及び申請者の代理人並びに関係者が申請に対する不当な要求を行った場合は失格となる場合がある。

4. 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で申請する場合、代表団体及び構成団体の変更は認められない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行に支障がないと宮古島市が判断した場合には、変更

を可能とすることもある。

5. 応募の辞退

申請書類を提出した後に、応募を辞退する場合には、任意の文書により応募辞退届を提出すること。

6. 提出内容の変更の禁止

軽微なものを除き、提出された書類の変更は認めない。

7. 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とする。

8. 申請書類の返却

申請書類は理由の如何に問わず返却しない。

9. 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等は、宮古島市情報公開条例に基づき情報公開する。

10. 費用負担

申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

11. 本事業案で知りえた情報について、応募者は第三者への公開及び他目的への使用を禁ずる。ただし、以下の情報についてはその対象としない。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

④ 施設の視察

希望者は視察の日程調整を行いますので農政課にお問い合わせをお願いします。

⑤ 質問について

質問用紙（別紙4）は市のHP、又は農政課にて記載し、期間や提出は以下のとおりとする。

ア. 提出先

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市 農林水産部 農政課

イ. 提出期間及び受け付け時間

令和8年3月31日（火）～令和8年4月10日（金）までに提出

受付は9時～17時まで（12時～13時、土日祝祭日を除く）とする。

ウ. 提出方法

メール、又は農政課窓口（宮古島市役所 3階）へ提出

エ. 回答方法

メール、又は郵送にて回答

(5) 選定方法及び協定の締結

一般公募提案方式で募集し、「宮古島市公の施設に係わる指定管理者候補者選定委員会」において、応募者による事業計画書の内容等についてプレゼンテーション後、選定委員より総合的な評価を行い、選定順位を付けるものとする。**なお、事業者の予定候補者には合計点数が総合計の50%以上でなければならない。**

① プレゼンテーション審査について

実施日：令和8年4月中旬予定

会場：宮古島市役所

プレゼン時間：15分

質疑応答：10分

注意事項

- ・パソコン等必要な場合は、応募者が用意すること。
- ・機器の設置は、プレゼンテーション開始時間までは行うこととし、開始時を過ぎた場合は、所要時間に含めること。
- ・指定時間に遅れた場合は失格となる場合があること。
- ・出席人数は、3名以下とすること。

※詳細な日時、場所は申請期間終了後に申請者へ通知致します。

② 選定基準（点数は採点表（別紙5）のとおり）

次に掲げる基準に基づいて総合的な評価を行うものとする。

ただし、市民、利用者、住民とは「生産農家」とする。

選定基準	審査項目	審査の視点
1 市民の平等な利用の確保	(1) 市民の平等な確保	・一部の利用者に対する不当な利用制限はないか ・一部の利用者を不当に優遇していないか
2 公の施設の効用の発揮と効率的な管理	(1) 利用者に対する利用者サービスの向上	・利用者にとって利便性が高まっているか ・利用者からの要望に対し柔軟に対応できる体制となっているか ・平等利用等の確保は図られているか
	(2) 施設の効果的な活用	・施設の質を維持又は向上させるものであるか ・施設の利用を促進させる方策がとられているか

	(3) 管理経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・管理経費の縮減が図られているか ・管理経費の縮減に対し事業者の創意工夫がみられているか ・管理経費の縮減が利用サービスの低下を招いてはいないか
3 管理を安定して行う人的能力及び物的能力	(1) 管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民サービスを向上させるための十分な体制となっているか ・施設の運営に必要な資格等は確保されているか ・災害等緊急時における対応できる体制は出来ているか
	(2) 経営の健全性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況に問題はないか ・同様な施設の管理実績はあるか ・財務状況に問題はないか
4 個人情報の適正な取扱	(1) 個人情報の適正な取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護体制とそのチェックは適当か

③ 選定結果の通知

- ア. 選定結果については、宮古島市農畜産物処理加工施設条例施行規則に基づき、「選定委員会」において指定管理候補者が選定され次第、その結果はすべての応募者に選定結果通知書を通ずる。
- イ. 選定結果の通知の後、選定した指定管理の候補者の指定が不可能または著しく不適当と認められる事態が発生した場合は、宮古島市農畜産物処理加工施設条例施行規則に基づき、その選定を取り消し、再度選定、通知する。

④ 指定管理者の指定及び協定の締結

- ア. 管理者の指定には、宮古島市議会の議決が必要であり、議決の後、正式に指定管理者として指定され、その旨を指定管理者予定者に通知する。
- イ. 指定管理者に指定された場合に、宮古島市と指定管理者は協議のうえ、基本協定と年次協定を締結し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ・指定期間に関する事項
 - ・事業計画に関する事項
 - ・事業報告に関する事項
 - ・指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ・その他市長が必要と認める事項

- ⑤ 指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しない場合がある。

- ・ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ・ 資金事情の悪化により、業務の履行に支障があると認められるとき。
- ・ 著しく社会的信用を損なう行為があったこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

3. 指定管理者に関する事項

(1) 指定管理者が行う管理運営の基準

指定管理者が管理運営を行うに当たり、次の事項を遵守すること。なお、詳細については、宮古島市農畜産物処理加工施設条例（平成18年宮古島市条例第21号）及び同条例施行規則（平成18年宮古島市規則第16号）に基づいて管理運営すること。

- ① 仕様書（別紙6）に沿った管理運営を行うこと。
- ② 地元各団体等との連携のもと、創意工夫ある企画や効率的な運営等により生産農家の多彩なニーズに応え、質の高いサービス提供に努めること。
- ③ 関連法令及び条例・規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと。また、公の施設としての市民の平等な利用の確保を図るべきことを念頭に置き、公平な運営を行うこと。
- ④ 施設の設置目的を効率的に達成し、地域産業の振興に寄与すること。また、生産農家の意見・要望等を管理運営に反映させるとともに、苦情等には迅速かつ適切に対応し、満足感を高めていくこと。
- ⑤ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ⑥ 事業計画等に基づき、適正かつ効率的な管理運営を行うこと。
- ⑦ 指定管理者には、宮古島市個人情報保護条例が適用されるため、個人情報の保護を徹底すること。
- ⑧ 指定管理者が施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等については、宮古島市文書事務取扱規程等に準じて、適正な管理・保存を行うこと。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお詳細については、宮古島市農畜産物処理加工施設条例（平成18年宮古島市条例第21号）及び同条例施行規則（平成18年宮古島市規則第16号）に基づくこと。

- ① 本施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ② 本施設内の機械器具等の簡易な定期点検及びその管理
- ③ 作業全般に係わる安全対策の実施
- ④ 芋の加工に係わる業務
- ⑤ 農畜産物の受け入れに関する業務

- ⑥ 前各号に関連するものの他、市長が必要と認める業務に関する事

- (3) 指定管理者が業務を行うにあたっての留意事項
 - ① 指定管理者は、管理運営に係わる業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし業務の一部について、あらかじめ宮古島市が認めた場合この限りではない。
 - ② 指定期間内であっても、宮古島市農畜産物処理加工施設条例（平成18年宮古島市条例第21号）及び同条例施行規則（平成18年宮古島市規則第16号）に基づき、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことが出来る。
 - ③ 利用者から徴収された利用料金は指定管理者の収入とし、収益が発生した場合には、その10%以内を宮古島市に収受する。ただし、収受に関する必要な事項は、協定書に定めるものとする。

- (4) 指定管理運営費用について
原則、管理運営費、維持管理費については、自己負担とし、修繕費については仕様書（別紙6）のとおりとする。ただし、現在稼働していない施設・設備等に関して宮古島市は一切の責任を負いかねる。また、維持管理などの詳細については宮古島市長と指定管理者との間で締結し、「協定書」で定める。

- (5) 個人情報保護について
 - ① 指定管理者は、宮古島市個人情報保護条例第39条第1項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。
 - ② 指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、宮古島市個人情報保護条例第39条2項の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4. その他

(1) 事務引継

指定管理者の指定は、宮古島市議会において指定管理者の指定が議決された後、速やかに宮古島市からの事務引継に着手すること。

なお、事務引継に要した経費は、全て指定管理者として指定されたものの負担とする。

(2) 事業実施状況の報告等

① 定期の利用状況等の報告

指定管理者事業報告書は年度ごとに提出し、当該年度における事業計画書と事業報告書と照らし合わせながら状況確認を行う。事業報告書は次に記載されている事項を記載するものとする。

- ・ 事業実績報告書
- ・ 収支決算書

② 帳簿書類等の提出

帳簿書類やその他の書類等については、年次報告とともに宮古島市へ提出する。また、必要に応じて随時に提出を求める場合にはこれに応じなければならない。

(3) 指定管理者の責任履行等

- ① 指定管理者は、被災等により施設又は利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに宮古島市へ報告しなければならない。
- ② 指定管理者は、事業継続が困難になった場合、またはそのおそれが生じた場合は速やかに宮古島市へ報告しなければならない。
- ③ 前2号に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

(4) 事業の継続が困難となった場合の措置等

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難又はそのおそれが生じた場合には、宮古島市は指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出を求めることができる。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することが出来なかった場合には、宮古島市は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- ② 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が当該期間内に改善することができなかった場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- ③ ①又は②により、指定管理者の指定が取り消された場合には、指定管理者は、宮古島市に生じた損害を賠償するものとする。
また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように誠意をもって事務引継等に協力するものとする。
- ④ 不可抗力その他宮古島市又は指定管理者の責に帰することができない理由により業務の継続が困難と判断した場合には、宮古島市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとする。
- ⑤ 前記に定めるもののほか、管理運営の継続が困難となるような事態が生じた場合、その他条例、規則、仕様書または協定書の解釈について疑義が生じた場合

には、宮古島市と指定管理者は誠意を持ってその解決に向けて協議する。

(5) リスク分担についての方針

想定される主なリスク分担の方針は、協議にて定める。

(6) 様式及び添付資料

- ① 宮古島市農畜産物処理加工施設条例及び同施行規則に基づく。
- ② その他市長が必要と認めるものについては別紙のとおりとし、団体等が任意で作成したものについては、参考資料とする。

(7) お問い合わせ

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市農林水産部農政課

担当 石垣

電話：0980-79-7813

FAX：0980-79-7816

メール：2030.ginga@city.miyakojima.lg.jp